

天理市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年4月

天理市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うために、この度、関係機関の連携体制を構築し、「天理市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連絡を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

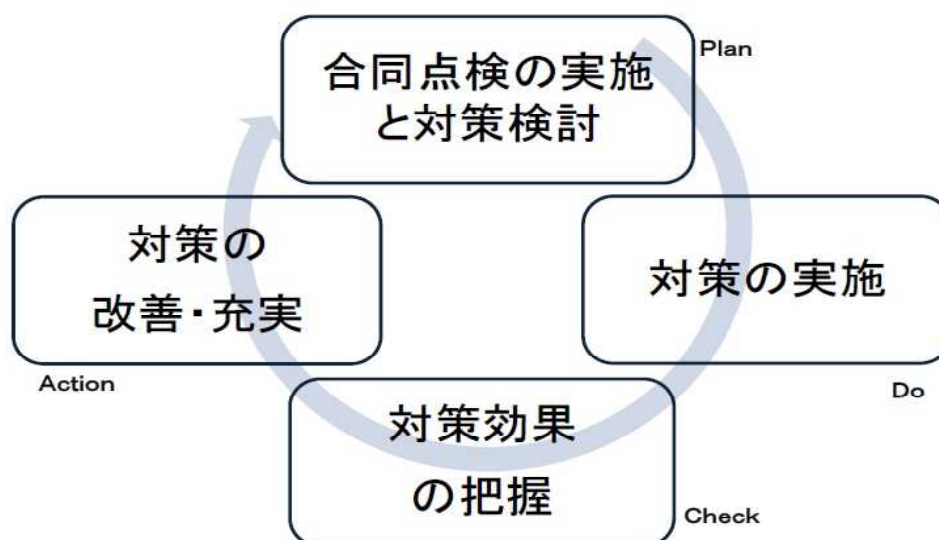
- | | |
|-------------------|---------------------|
| ・天理市副市長 | ・天理市教育委員会事務局長、次長 |
| ・天理市教育委員会事務局学校教育課 | ・天理警察署交通課 |
| ・天理市建設部監理課 | ・天理市建設部土木課 |
| ・天理市地域安全課 | ・天理市市民協働推進課 |
| ・奈良土木事務所 | ・奈良国道事務所 |
| ・天理市校園長会会長(学校代表者) | ・天理市PTA協議会長(PTA代表者) |

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するために、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施方法

- ①春と秋に実施される「交通安全県民運動」期間中に、市内各幼稚園・小学校・中学校で通学路点検を行い、各校園が「通園・通学路の要注意箇所及び要望」を提出します。
- ②効率的、効果的に合同点検を行うため、事前に重点課題を設定し、各校園から提出された要注意箇所の中で、合同点検を実施する必要があると思われる箇所を通学路安全推進会議のメンバーにより抽出します。
- ③通学路安全推進会議のメンバーによって抽出された要注意箇所について、合同点検を実施します。各校園による通学路点検は、春と秋の年2回行い、それに伴って合同点検を実施しますが、各校園から提出された要注意箇所の内容により、合同点検は年1回となる場合もあります。

○合同点検の体制

- ・前述の天理市交通安全推進会議のメンバーに加え、抽出された要注意箇所の学校（園）の代表者が参加して合同点検を行います。幼児児童生徒の通園・通学の様子やその地域の状況を把握するために、保護者、自治会等が参加する場合があります。

(3) 対策の検討

- ・天理市交通安全推進会議において、各校園から提出された「通園・通学路の要注意箇所及び要望」（合同点検を実施して、明らかになった対策必要箇所を含む）について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・天理市交通安全推進会議で決定した対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、各校園から幼児児童生徒の通園・通学の様子や地域の状況について報告を受け、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。